

京都市情報公開審査会答申第81号の概要

答申年月日	平成19年6月14日
請求内容	ゴルフ場調停事件調停期日記録
所管課	総務局総務部文書課
所管課の決定	非公開決定
所管課の主張	<p>1 本件公文書は、本市が損害賠償を求められていた調停事件に係る各調停期日の日時、場所及び出席者並びに各調停期日における当事者の陳述内容の概要（やり取り）について、本市職員が記録したものである。</p> <p>上記調停事件は、ゴルフ場を建設するために土地を取得し、本市と京都市ゴルフ場等の建設事業に関する指導要綱に基づく事前協議を行っていた相手方が、本市が同要綱に基づきゴルフ場の建設計画を認めなかったことを理由に80億円の損害賠償を求めていたものである。</p> <p>各調停期日における当事者の陳述内容の概要には、本市側の出席者、本件調停事件の申立人、調停委員及び裁判官が述べた具体的かつ詳細な内容が含まれている。</p> <p>2 条例第7条第6号に該当することについて</p> <p>(1) 民事調停は、民事に関する紛争について、当事者の互譲により、条理にかなない実情に即した解決を図ることを目的として行われるものである（民事調停法第1条）。</p> <p>(2) 調停手続については、民事調停規則第10条において、調停の手続は、公開しないこととされている。また、裁判所において作成される調停事件記録については、その閲覧等を申請することができる者の範囲は、民事調停規則第23条の規定により、当事者及び利害関係人に限定されていること等からすると、調停制度は、非公開で行われることを前提にしたものであると考えることができる。</p> <p>(3) 本件公文書については、本市の内部における実質的な事務担当課と訴訟担当課との事務連絡等の必要性や、裁判と異なり調停制度は手続進行過程において文書の提出を原則としていないことから、前記1で述べたとおり、各調停期日における調停の内容が相当具体的かつ詳細に記載されている。</p> <p>(4) このため、これらを公開すると、裁判所の主体の下で行われている調停手続を相当細部に至るまで公開することと非常に近い結果をもたらし、非公開で行われることを前提としている調停制度の目的を著しく損なうとともに、実質的に各調停期日の内容が明らかになることにより、調停制度を通じた本市の紛争解決が困難になると考えられる。</p> <p>また、本件公文書を公開すると、本市を相手方とする調停のやり取りは、第三者が請求すれば公開されることが条例上保障され、不特定多数人の目にさらされる可能性があることが周知されることになる。そうすると、本市を相手方として紛争を解決しようとする者が調停制度を利用することをためらい、又は本市が調停により紛争を解決しようとする場合の相手方が調停に応じることをためらうこととなる。</p> <p>したがって、調停でのやり取りを記載した本件各調停期日記録を一方的に公開することは、国（裁判所）が行う調停という事務の適正な遂行に支障を及ぼ</p>

	<p>し、また、本市が紛争を解決しようとする場合に利用する調停という本市の事務の適正な遂行に支障を及ぼすことになる。</p> <p>(5) なお、本件公文書は、本市が作成したものであり、裁判所において作成された調停事件記録ではないため、そもそも裁判所への調停事件記録の閲覧等の請求に関する民事調停規則第23条の適用の問題は生じず、本件公文書の公開又は非公開については、本市が独自に判断することができるものであるが、上記理由から、本件公文書を非公開としたものである。</p>
<p>不服申立人の主張</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 京都市は調停の結果、買収した土地の買収価格の算定根拠についての説明責任を果たしていない。結果として、長期にわたって市民の知る権利が侵害されており、信用失墜行為である。その内容について、市民に対して明らかにすべきである。 2 本件公文書の公開又は非公開について、京都市が独自に判断することができるのであれば、条例に従って公開すべきであり、非公開とすることは条例を否定するものである。
<p>審査会の判断</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本件公文書は、ポンポン山にゴルフ場を開発しようとした開発業者から損害賠償を求められた調停事件に関し、調停の経過等が記載された文書である。具体的には、調停の日時、場所、出席者、調停の概要等が記載されている。 2 調停の概要には、京都市側及び申立人側双方の主張、調停委員及び裁判官の発言が具体的かつ詳細に記載されていることが認められる。 3 条例第7条第6号該当性について <ol style="list-style-type: none"> (1) 調停制度については、民事調停規則第10条において、調停の手続は公開しないこととされ、また、調停事件記録の閲覧等を請求することができる者の範囲は限定されていることから、公開を前提とした裁判と異なり、調停は非公開を前提とした制度であると考えられる。 <p>しかしながら、本件公文書は、裁判所が作成した調停事件記録とは異なり、京都市職員が作成した記録である。</p> (2) 本件の調停については、当事者間の最終合意が得られなかったため、京都市がゴルフ場用地を買収する、京都市会の承認を経ることを条件とする等を内容として、調停に代わる決定を裁判所が行ったものである。京都市は、調停に代わる決定の内容に基づき、京都市会に諮り、市会の議決を経て、ゴルフ場用地を買収し、紛争を解決した。 <p>その後、当該用地買収に係る公金の支出の是非を巡り、住民訴訟が提起されたため、訴訟の場で調停の一部の内容が明らかとなった。</p> <p>これらの経過からみて、本件調停事件に関する限り、本件公文書を公開したとしても、民事調停法が求める調停制度の目的を損なうものではなく、今後の京都市が行う調停事務に支障を及ぼすとは言えず、条例第7条第6号に該当しないと判断する。</p>